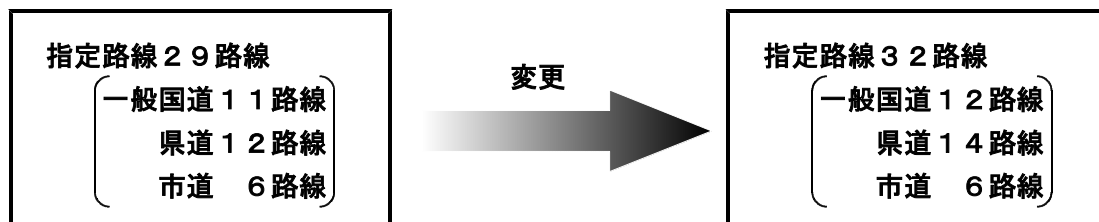


交通誘導警備業務における検定合格警備員の 配置が必要な路線の変更について

検定合格警備員の配置を必要とする路線を現在の交通情勢に応じたものに見直しました。

公示：令和7年9月30日（三重県公安委員会告示第31号）

施行：令和8年4月1日



○ 交通誘導警備業務に係る検定合格警備員の配置が必要な路線

令和8年4月1日から、下表の路線、区間において交通誘導警備業務を行う場合は、当該業務の検定合格警備員（1級又は2級）を1名以上配置しなければなりません。

	路線	区間		路線	区間
1	一般国道1号 (北勢バイパスを含む。)	三重県の全域	17	※県道神戸長沢線	三重県の全域
2	一般国道23号 (中勢バイパスを含む。)		18	県道鈴鹿環状線	
3	一般国道25号		19	県道津関線	
4	一般国道42号		20	県道津芸濃大山田線	
5	※一般国道164号		21	県道上浜高茶屋久居線	
6	一般国道163号		22	※県道津香良洲線	
7	一般国道165号		23	県道松阪第2環状線	
8	一般国道167号		24	県道鳥羽松阪線	
9	一般国道258号		25	県道伊勢磯部線	
10	一般国道368号		26	県道伊勢南島線	
11	一般国道421号		27	桑名市道坂井多度線	
12	一般国道477号		28	四日市市道子西八王子線	
13	県道桑名東員線		29	四日市市道赤堀小生線	
14	※県道宮妻峽線		30	四日市市道西新地久保田線	
15	県道四日市楠鈴鹿線		31	四日市市道四日市中央線	
16	県道上海老茂福線		32	四日市市道笹川環状1号線	

※ 新たに指定した路線

○ 見直しにより指定路線から除外される路線

	路線	区間
1	県道辺法寺加佐登停車場線	三重県の全域

交通誘導警備の配置基準について

1 特定の種別の警備業務の実施

警備業法（以下「法」といいます。）第18条に

「警備業者は、警備業務のうち、その実施に専門的知識及び能力を要し、かつ、事故が発生した場合には不特定又は多数の者の生命、身体又は財産に危険を生じのおそれがあるものとして国家公安委員会規則で定める種別のものを行うときは、国家公安委員会規則で定めるところにより、その種別ごとに法第23条第4項の合格証明書の交付を受けている警備員に、当該種別に係る警備業務を実施させなければならない。」

と規定されています。

2 特定の種別の警備業務の実施基準（検定合格警備員の配置）

警備員等の検定等に関する規則（以下「検定規則」といいます。）第2条に

「～警備業務を行うときは、次の表の上欄に掲げる種別に応じ、同表の中欄に掲げる警備員を、同表の下欄に掲げる人数を配置して、当該種別に係る警備業務を実施させなければならない。」

と規定されています。

（次表5・6 交通誘導警備業務部分を抜粋）

種別	警備員	人数
5 交通誘導警備業務（高速自動車国道（高速自動車専用道路））	警備業務に係る一級検定合格警備員又は二級検定合格警備員	警備業務を行う場所ごとに、一人以上
6 交通誘導警備業務（道路状況、道路の形状、道路の幅員、道路の構造、道路の設備、道路の維持管理、道路の安全対策、道路の交通規制、道路の交通誘導、道路の交通管理、道路の交通安全、道路の交通環境、道路の交通経済、道路の交通社会、道路の交通文化、道路の交通芸術、道路の交通科学、道路の交通技術、道路の交通情報、道路の交通サービス、道路の交通インフラ、道路の交通システム、道路の交通ネットワーク、道路の交通プラットフォーム、道路の交通エコシステム、道路の交通イノベーション、道路の交通未来）	警備業務に係る一級検定合格警備員又は二級検定合格警備員	警備業務を行う場所ごとに、一人以上

3 合格証明書の携帯

検定規則第3条に基づき、警備業者は、高速自動車国道、自動車専用道路又は告示した路線において交通誘導警備業務に従事させる検定合格警備員に、合格証明書を携帯させ、関係人の請求があるときは、これを提示させなければなりません。

第 号	
合 格 証 明 書	
警備業務の種別及び検定の区分 交通誘導警備業務 級	
写 真	氏名 (年 月 日生)
押出し スタンプ	年 月 日
〇〇〇公安委員会 印	

三重県公安委員会告示第 31 号

警備員等の検定等に関する規則（平成 17 年国家公安委員会規則第 20 号）第 2 条の表の 6 の項の上欄の規定に基づき、三重県公安委員会が道路における危険を防止するため必要と認める交通誘導警備業務は、次の表の左欄に掲げる路線に応じ、同表の右欄に掲げる区間において行うものとし、令和 8 年 4 月 1 日から施行します。

なお、令和 2 年三重県公安委員会告示第 79 号は、令和 8 年 3 月 31 日限り廃止します。

令和 7 年 9 月 30 日

三重県公安委員会委員長 吉 田 す み 江

路 線	区 間
1 一般国道 1 号（北勢バイパスを含む。）	三重県の全域
2 一般国道 23 号（中勢バイパスを含む。）	三重県の全域
3 一般国道 25 号	三重県の全域
4 一般国道 42 号	三重県の全域
5 一般国道 163 号	三重県の全域
6 一般国道 164 号	三重県の全域
7 一般国道 165 号	三重県の全域
8 一般国道 167 号	三重県の全域
9 一般国道 258 号	三重県の全域
10 一般国道 368 号	三重県の全域
11 一般国道 421 号	三重県の全域
12 一般国道 477 号	三重県の全域
13 県道桑名東員線	三重県の全域
14 県道宮妻峡線	三重県の全域
15 県道四日市楠鈴鹿線	三重県の全域
16 県道上海老茂福線	三重県の全域
17 県道神戸長沢線	三重県の全域
18 県道鈴鹿環状線	三重県の全域
19 県道津関線	三重県の全域
20 県道津芸濃大山田線	三重県の全域
21 県道上浜高茶屋久居線	三重県の全域
22 県道津香良洲線	三重県の全域
23 県道松阪第 2 環状線	三重県の全域
24 県道鳥羽松阪線	三重県の全域
25 県道伊勢磯部線	三重県の全域
26 県道伊勢南島線	三重県の全域
27 桑名市道坂井多度線	三重県の全域
28 四日市市道子西八王子線	三重県の全域
29 四日市市道赤堀小生線	三重県の全域
30 四日市市道西新地久保田線	三重県の全域
31 四日市市道四日市中央線	三重県の全域
32 四日市市道笹川環状 1 号線	三重県の全域